

売 買 契 約 書 (案)

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づき次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(契約の要項)

第1条 購入物件の名称、規格・購入数量、契約金額、納入期限、納入場所及び契約保証金は、次のとおりとする。

- 名 称 WindowsServer2025及びWindowsServer2025接続ライセンス(CAL)
- 規格・購入数量 WindowsServer2025及びWindowsServer2025接続ライセンス(CAL) 調達仕様書のとおり
- 契 約 金 額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 納 入 期 限 令和7年2月28日
- 納 入 場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県総務部デジタル推進課
- 契 約 保 証 金 〇〇

(契約保証金)

第2条 乙がこの契約による債務を履行しないときは、前条第6号の契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、甲に帰属し、なお損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前項に規定する場合を除き、第7条第2項の検査又は第8条第1項の再検査に合格した後に契約保証金を乙に還付する。なお、契約保証金に利息は付さないものとする。

(仕様書による指示)

第3条 乙は、甲の示す仕様書に基づき、目的物を納入しなければならない。

2 仕様書に明示されていないものがあるときは、甲乙が協議して対応を定める。

(納期の延長)

第4条 乙は、天災その他やむを得ない事情により第1条第4号の納入期限（以下「納入期限」という。）までに目的物を甲に納入することができないときは、その都度遅滞なく、その遅延の理由、延長希望日数等を記載した期限延長の申請書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の申請書を受理したときは、内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延期することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限の延長を承認したときは、書面によりその旨を通知し、第12条に規定する遅延料の徴収を免除することができる。

(権利及び義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(監督)

第6条 甲は、必要と認めるときは、随時、この契約から生じる乙の義務の履行状況を監督指導することができる。

(検査)

第7条 乙は、目的物の納入に当たり、納品書に甲が必要とする書類を全て添付した上で、これらの書類を提出しなければならない。

2 甲は、前項の納品書を受理したときは、その日から10日以内に乙の立会いを求め、検査を行わなければならない。

(取替え、補修及び改造)

第8条 乙は、前条第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを取り替え、補

修し、又は改造して再検査を受けなければならない。この場合においては、同項の規定を準用する。

2 前項後段において準用する前条第2項に規定する期間は、甲が乙から取替え、補修又は改造の完了の通知を受けた日から起算するものとする。

3 前条第2項の検査に合格しなかったものであっても、その不良の程度が軽微であって甲が使用上支障がないと認めるときは、甲は、第1条第5号の契約金額（以下「契約金額」という。）を減額した上で、合格とすることができる。

（引渡し）

第9条 甲が行う検査（第7条第2項の検査及び前条第1項の再検査をいう。以下同じ。）に合格すると同時に、甲は、目的物の引渡しを受けるものとする。

（代金の請求）

第10条 乙は、前条の規定により目的物を甲に引き渡したときは、所定の手続に従って契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

（危険負担）

第11条 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって目的物を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができる。

2 甲の責めに帰すべき事由によって目的物を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができない。この場合において、乙は、目的物を納入することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

（履行遅延の場合における遅延料）

第12条 乙の責めに帰すべき事由により、納入期限までに目的物を甲に納入することができないときは、乙は、遅滞なく、その遅延の理由、延長希望する日数等を記載した申請書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の申請書を受領したときは、内容を検討し、乙が納入期限後相当の期間内に目的物を納入する見込みがあると認められるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の遅延料を徴収するとともに、納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限の延長を承認したときは、書面によりその旨を乙に通知する。

（遅延利息）

第13条 甲の責めに帰すべき事由により、甲が第10条第2項に規定する期間内に契約金額を乙に支払わない場合、乙は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年2.5%の率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、当該遅延利息の金額が100円未満の場合は、乙は、これを請求しないものとする。

（契約不適合責任等）

第14条 甲は、納入された目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、目的物の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて契約金額の減額を乙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を乙に請求することができる。

(1) 第1項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が第1項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第1項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前2項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

5 第1項から前項までの規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

6 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない目的物を甲に納入した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。

(4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、納入期限までに目的物を納入しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が目的物を納入することなく納入期限を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為（第18条の規定に該当する場合を除く。）を行ったと認められたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第16条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、目的物を納入することができないと認められたとき。

(2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(談合等不正行為に伴う契約の解除)

第18条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占

禁止法第7条第1項若しくは第2項の規定による措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑に処せられたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(契約解除の通知)

第19条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(賠償の予約)

第20条 乙は、第18条第1項の規定に該当する場合は、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金の100分の20に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の終了後においても、同様とする。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第21条 乙がこの契約に基づく、違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年8.65%の率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

2 乙に対して、甲が支払う契約金又は契約保証金の還付金があるときは、違約金等と相殺し、なお不足があるときは、乙はその不足額を追徴する。

(費用の負担)

第22条 この契約について目的物の納入までに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(協議)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年〇〇月〇〇日

甲 買 主 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡 山 県
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

乙 売 主 〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇